

本校の学費減免制度について

本校では、多くの方々からご寄付を頂いたスカラシップ資金を原資として、本校独自の学費の減免制度を設けています。概要は以下の通りです。

記

1. 対象者と減免制度の種類

学費減免制度は本校幼稚部・小学部・中学部に幼児、児童、生徒が在籍の家庭が対象です。本校は、以下の対象者に対して2種類の学費減免制度を設けています。当制度を利用するにあたり、他の奨学金との併用でも差し支えありません。

- ① 「スカラシップ減免制度」…経済上の必要がある家庭を対象とした減免
本校の教育を必要としており、経済上、学費負担が困難な保護者を対象とする制度です。
- ② 「複数在籍者減免制度」…本校幼稚部以上に兄弟姉妹で在籍している家庭を対象とした減免
家計の状況に関わらず、学費の減免を行う制度です。

2. 「減免」する金額

- ① その年度に納付すべき学費の範囲内。
本校の奨学金委員会が別紙の目安を参考として審議したうえで決定する。
但し、就学に当たっての補助金や他の奨学金等の学費に対する補助がある場合、減免する額はそれらと合算した額が学費の総額を上回らないようにする。
- ② 本校に兄弟姉妹が在籍する家庭に対しては、2人目の在籍児に対しては授業料の半額、3人目以上に対しては全額の減免を行う。ただし、減免対象となる在籍児が幼稚部にいる間は、学費から幼児教育無償化による補助金分を差し引いた額を減免額の上限とする。

3. 申請手続

○通常の場合の申請

学費の減免を希望する家庭は、所定の用紙により、減免を受ける前年度の1月末日までに学級担任を通して申請してください。ただし、新入学生の場合は、減免を受ける

前年度の11月末日までに入学願書と一緒に申請してください。

必要書類・「スカラシップ減免制度」

① 学費減免申請用紙（様式 第2）

② 世帯全体についての直近の所得を証明するもの
（源泉徴収票、確定申告書、非課税証明書など）

・「複数在籍者減免制度」

① 学費減免申請用紙（様式 第3）

○臨時の申請

天災による家屋への被害や、主たる家計の支持者が死亡または何らかの理由で収入が激減するなど、家計の状況に急激な変化が起こり学費の支払いが困難になった場合には、年度の途中であっても臨時の申請を受け付けます。必要書類は通常の申請に準じます。

4. 審査

申請に基づき、本校の奨学金委員会で審査し、その結果をお知らせします。

審査結果の通知時期	新入学者	12月中旬に内定通知（金額は含まない）
		2月中旬に金額を含めた決定通知
	1月提出分	2月中旬に金額を含めた決定通知

5. 減免方法

「減免」の対象となった方に対しては、学費の納入金額を減額いたします。

6. 減額又は失格

- (1) 学費減免の対象となる在校生が休学した場合には、減免額の減額又は減免措置の停止とすることがあります。
- (2) 学費減免の対象となる在校生が学則により退学の処分を受けた場合、申請書に虚偽の記載をした場合又は記載事項の変更を正当な理由が無く速やかに届け出なかった場合は、学費の減免措置を停止します。

7. その他

- ・奨学金に関する詳細については、日本聾話学校奨学金規程及び同細則によります。
- ・本校奨学制度の中には「学費減免制度」の他に「貸与による奨学金」もあります。

以上

日本聾話学校 学費減免制度

学費の減免措置を行うにあたっての収入などの目安

本校の学費減免制度においては、家計収入の状況を踏まえつつ、以下②～⑤の項目を考慮に入れた上で審査を行い、減免の可否・額を決定します。(表1)は対象となる家庭の一部の例について、減免額のおおよその目安を示すものです。

減免される金額

その年度に納入すべき入学金及び授業料の総額から幼児教育無償化の補助金、就学奨励費、その他の学費に対する補助を除いた額を上限とし、審査により決定した額。

審査で考慮に入れる項目（スカラシップ減免制度について）

- ① 家計収入の状況（下表1の目安を参考とする）
- ② 世帯の人数と年齢構成
- ③ 母子・父子家庭
- ④ その他考慮が必要と思われる事柄
- ⑤ スカラシップ献金で頂いた献金の総額

(表1) 家計収入に対しての減免額の目安 (例)

単位 円

所得金額 (給与所得)	減免額 (月額)	減免後の授業料 (月額)
2,500,000 以下	～40,000	～8,000
3,000,000 以下	～30,000～	～18,000～
3,500,000 以下	～20,000～	～28,000～

- ※ 表は対象となる家庭の一部の例です。記載された所得を超えている家庭についても、減免の対象となります。
- ※ 給与所得以外の収入については、上記の収入金額に0.6を掛けた金額を目安とします。
- ※ 授業料の他に、入学金・施設維持費も減免の対象となります。家計状況に応じて減免額を審査します。